

若狭町森林整備計画 変更理由

1 変更する理由

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、若狭町森林整備計画の一部を変更する。

2 変更項目

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第2 森林整備の基本方針

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

3 作業路網の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

(2) 鳥獣害の防止の方法

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

3 林野火災の予防方法